

職員の懲戒処分に関する処分について①

1 審議した会議（開催日）

令和5年度12月定例教育委員会（令和5年12月19日）

2 教職員の処分案の概要

教職員課長から、次のとおり免職とする案の説明があった。

自動車の前方左車輪を側溝に落とす事故を起こした際に、呼気検査においてアルコールが検出され、道路交通法違反で検挙された宮崎県立高等学校実習助手の免職。

3 委員からの意見等

- ・ 委員から、コンプライアンスに関する指導の状況について質問があり、教職員課長が説明した。

4 審議結果

審議の結果、原案のとおり決定した。

職員の懲戒処分に関する処分について②

1 審議した会議（開催日）

令和5年度12月定例教育委員会（令和5年12月19日）

2 教職員の処分案の概要

教職員課長から、次のとおり減給1/10・1月とする案の説明があった。

同僚の教員に対して指導・助言を行った際に、不適切な発言や感情的な叱責を行い、精神疾患に罹患させるパワー・ハラスメントを行った児湯地区小学校教諭の減給1/10・1月。

3 委員からの意見等

- ・ 委員から、今回の件の経緯や背景について質問があり、教職員課長が説明した。
- ・ 委員から、ハラスメントに関する指導の状況について質問があり、教職員課長が説明した。

4 審議結果

審議の結果、原案のとおり決定した。